

○農林水産省令第三十三号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第七条第一項第一号、第十六条の二第一項及び第十六条の三第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
昭和六十二年九月二十八日
農林水産大臣 加藤 六月

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

第三十五条の五第一項中「及びマンゴウ」を「マンゴウ及びびがうり」に改める。
別表一の四の項植物の欄中「ドーソン種」の下に「及びビング種」を加える。
別表二の三の項植物の欄中「及びきゆうり」を「きゆうり及びびがうり」に改める。
別表三中

「パイヤの生果実」	エチレンダイブ ロマイドくん蒸	エチレンダイブ ロマイド	二〇〜三〇度	二時間	を
「パイヤの生果実」	エチレンダイブ ロマイドくん蒸	エチレンダイブ ロマイド	二〇〜三〇度	二時間	を
「マンゴウの生果実」	蒸熱処理	蒸熱処理	四五〜四六度	三十分	に
「マンゴウの生果実」	蒸熱処理	蒸熱処理	四三〜四四度	三時間	を
「マンゴウの生果実」	蒸熱処理	蒸熱処理	四三〜四四度	三時間	を
「びがうりの生果実」	蒸熱処理	蒸熱処理	四五〜四六度	三十分	に

改め、同表の備考の欄中11の項を13の項とし、10の項を12の項とし、9の項を11の項とし、同項の前に次の一項を加える。
10 びがうりの生果実の蒸熱処理は、湿度九〇パーセント以上の蒸熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル当たり一〇〇キログラム以下の生果実の量のものについて行う。
別表三の備考の欄中8の項を9の項とし、7の項を8の項とし、6の項の次に次の一項を加える。
7 パイヤの生果実の蒸熱処理は、湿度九〇パーセント以上の蒸熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル当たり一四〇キログラム以下の生果実の量のものについて行う。
別表四の三の項植物の欄中「及びきゆうり」を「きゆうり及びびがうり」に改める。
附則
この省令は、昭和六十二年十月一日から施行する。